

令和2年9月北九州市議会定例会議案

議案番号	件名	ページ
議案第149号	北九州市立総合体育館における石綿粉じんのばく露に係る損害賠償請求事件に関する控訴の提起について	1

議案第149号

北九州市立総合体育館における石綿粉じんのばく露に係る損害賠償請求事件
に関する控訴の提起について

北九州市立総合体育館における石綿粉じんのばく露に係る損害賠償請求事件について次のとおり控訴を提起する。

令和2年9月29日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 令和2年9月16日に判決があった福岡地方裁判所平成27年（ワ）第2850号損害賠償請求事件について控訴を提起するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出する。

記

1 相手方

東京都町田市 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

2 請求の要旨

福岡地方裁判所平成27年（ワ）第2850号損害賠償請求事件について、令和2年9月16日に言い渡された判決は不服であるから控訴する。

原判決（主文）の表示 別紙のとおり

3 訴訟遂行の方針

控訴審判決の結果必要があれば、上告する。

別紙

主 文

- 1 被告らは、原告 [REDACTED] に対し、連帶して、1,700万円及びこれに対する平成25年9月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告 [REDACTED] に対し、連帶して、440万円及びこれに対する平成25年9月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告らは、原告 [REDACTED] に対し、連帶して、440万円及びこれに対する平成25年9月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを4分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告らの負担とする。
- 6 この判決は、第1項ないし第3項に限り、仮に執行することができる。

参考

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13)～(15) 略

2 略